

平成 30 年度 老人施設部会 事業計画

福祉・介護人材の確保・定着・育成については、最重要課題である。各法人・施設による主体的な取り組みに加え、介護の仕事の魅力ややりがいの発信なども含めたイメージアップ戦略を構築することも急務になっている。さらに、行政、福祉や教育などの関係機関と協力しながら、対策を進めていくことがより一層求められている。

一方、地域における社会福祉法人の役割が大きくなってきている中、各法人の自律した組織運営を前提に、大阪しあわせネットワークのさらなる推進等を通じて、その存在意義を明確に示していかなければならない。

加えて、平成 30 年介護報酬改定において、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保が重要になっている。

こうした状況を踏まえ、常任委員の役割を強化し、会員施設の協力を得ながら、社会福祉法人・老人福祉施設として利用者の尊厳を支えかつニーズに応えた質の高いケアを安定して提供していくために、下記 4 点を重点課題に挙げ積極的に事業を推進する。

〈平成 30 年度 老人施設部会 重点事業〉

1. 常任委員会の役割強化
2. 人材確保と定着・育成のための取り組みの推進
3. 大阪しあわせネットワークの推進
4. 介護報酬改定の検証ならびに各種制度改正への対応

以上の趣旨をふまえ、下記の事業を推進したい。

※_____は新規事業および重点事業

1 諸会議の開催

- (1) 総会 … 5月
- (2) 正副部会長会議 … 毎月開催
- (3) 常任委員会 … 毎月開催、部会事業の企画・実施、諸課題への対応協議
- (4) 各種委員会（常任委員担当） … 必要に応じて随時開催
（小中高生への次世代育成・人口減少による人材確保対策・介護報酬改定に向けた提言強化等）
- (5) プロジェクト会議 … 必要に応じて随時開催
- (6) ブロック会議 … 年 3 回程度の定期開催および必要に応じて随時開催

2. 人材確保と定着・育成に向けた取り組みの推進

(1) 福祉介護人材対策プロジェクトを中心とした人材確保、定着・育成の取り組み

- ①採用力向上の取り組み
- ②教育機関や教育庁との関係構築をふまえた、部会事業における学生の参画の推進
- ③イベントや研修の充実を通じた定着・育成の取り組みの推進
- ④外国人労働への対応

(2) 就職フェアの開催

(3) 八年勤続感謝状の授与を通じた永年勤続職員のモチベーションアップ

(4) 職員の定着・育成を目的とした研修等の実施

大阪福祉人材支援センター、他種別部会と情報共有・精査しながら進める。

- ①大阪老人福祉施設研究大会を通じた研究活動の推進
- ②職階に応じた研修（管理職、リーダーなど）
- ③介護福祉士ファーストステップ研修
- ④認知症ケアのあり方についての研修・研究
- ⑤介護福祉士国家試験直前対策セミナー
- ⑥近畿老人福祉施設協議会施設長研修会（大阪）の開催

3. 大阪しあわせネットワークの実施

(1) 大阪しあわせネットワークの実施およびシステムを活用した「見える化」の推進

(2) 経営者部会社会貢献事業推進委員会への参画および連携

(3) 大阪府社会福祉協議会社会貢献基金運営委員会への参画

4. 介護報酬改定の検証ならびに各種制度改正への対応

(1) 介護報酬改定等に関する情報提供

老人施設部会ニュースの発行、インターネットを活用した資料・情報提供

(2) 行政・関係機関への提言・要望

社会福祉法人制度等に関する検討・提言・要望等を行政や関係者等に行うとともに、次期介護報酬改定に向けた各施設・事業所の経営実態の把握、介護保険制度のあり方についての調査、分析、研究等を行う。

(3) 地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業の制度検証

(4) 社会福祉法人による生計困難者に対する介護サービス利用者負担軽減制度の100%実施の推進

(5) 利用者のニーズに応える公益的事業・制度外サービスの研究・開発

(6) 社会福祉に関連する法制度への対応

5. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス運営の堅持・発展強化

6. 府内の災害対策の検討

7. 分科会活動

特養・養護・軽費・在宅・大阪市ブロック分科会の運営

8. その他の部会活動

(1) ホームページ「さくら草ネット」による広報活動の充実

(2) 福祉と共生のまちづくり推進委員会の取り組みの推進

(3) 福祉サービス第三者評価事業の推進

(4) 大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会と連携した研修事業

(5) 全国経営協、近畿経営協事業との連携強化

平成 30 年度 特養分科会 事業計画

本年度の介護報酬改定は改定率がプラス 0.54%、特別養護老人ホームの基本報酬は約 1.8%程度の増額であった。改定の要点としては、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保が主な内容である。特に地域共生社会は障害福祉サービスとの連携、介護サービスの質の向上に向けては医療との連携がキーワードになっている。加えて、先の社会福祉法の一部改正とあいまって地域貢献活動を積極的に展開することも求められている。

特養分科会では、引き続き経営実態調査を実施し、その結果を踏まえながら、国や関係行政等に対して提言・要望をおこない、施設の経営改善に資することができるよう下記の事業を推進する。また人材の確保・定着・育成については部会事業と連動する。

※ _____ は新規事業および重点事業

1. 諸会議の開催

- (1) 総会 年 1 回
- (2) 運営委員会 年 6 回
- (3) ブロック会議 年 3 回程度
- (4) 研修小委員会 年 2 回程度
- (5) 経営実態調査 小委員会 年 4 回程度
- (6) 制度・提言小委員会 年 4 回程度

2. 分科会事業

- (1) 各種制度改正情報の提供
- (2) 特養に関する要望・提言等のとりまとめと発信
- (3) 実地指導における指導内容の収集及び要望事項等の検討・情報提供
- (4) 特別養護老人ホーム 経営実態調査の実施
- (5) 各種研修会の開催
特養の時事的な課題や生活相談員など職種別の課題に沿った研修の開催
- (6) 特養における社会福祉法人による生計困難者に対する
介護サービス利用者負担軽減制度の 100%実施の推進
- (7) ブロック活動の強化
 - ①ブロック毎の諸会議並びに研修会の開催
 - ②生活相談員連絡会の開催支援
 - ③ブロック別就職フェアの開催などを通じた人材確保の推進

3. 大阪しあわせネットワークの推進

平成 30 年度 養護分科会 事業計画

1. 分科会の開催（原則年 1 回開催 ※その他、情勢に応じて随時開催）
養護老人ホームのあり方、経営・運営上の諸課題について、研修・研究・情報提供・意見交換を行う。
2. 「生活相談員連絡会」の開催
 - (1) 相談員連絡会（年 4 回）
養護老人ホームの相談員による日々の業務上の諸課題について、意見交換・情報交換を行う。
 - (2) 相談員・支援員研修会（必要に応じて随時開催）
養護老人ホーム相談員・支援員等を対象としたテーマ別研修会を開催する。
 - (3) 施設見学研修会（必要に応じて随時開催）
府内外の養護老人ホーム等の施設見学研修を行う。
 - (4) 養護老人ホームに関する調査・研究
養護老人ホーム運営上の諸課題、各種様式等の作成などを行う。
 - (5) 「養護老人ホーム演芸大会」の企画・運営
養護老人ホーム入居者による演芸発表会を開催する。
3. 大阪しあわせネットワークの推進

平成 30 年度 軽費分科会 事業計画

軽費老人ホーム・ケアハウスには、日常生活を営むことに不安を抱える低所得者への支援はもとより、ソーシャルワーク機能を発揮した入居者の自立支援や社会参加の促進、アウトリーチによる地域支援など、地域包括ケアシステムが構築・推進されるなかで、地域における生活支援施設として、重要な役割を担うことが期待されている。

軽費分科会では、多様な方の受け入れのため、入居者の個別支援力強化をめざすとともに、軽費老人ホーム・ケアハウスが実践する地域公益活動の発信や、事務費補助金等に関する大阪府との協議など、軽費老人ホーム・ケアハウスの存在意義をより示していけるよう、下記の事業を推進する。

※ _____ は新規事業および重点事業

1. 諸会議の開催

(1) 総会	年 1 回
(2) 運営委員会	年 6 回
(3) 分科会	年 5 回
(4) 研修委員会	随 時
(5) 調査・研究委員会	随 時

2. 分科会事業

- (1) 軽費・ケアハウスにおける個別支援力強化の取り組み
- (2) 軽費・ケアハウスの周知を促進するための地域活動
- (3) 全国軽費老人ホーム協議会や近畿老人福祉施設協議会との連携
- (4) 各種研修会の開催
 - ① 精神疾患など多様な生活課題を抱える入居者の対応に関する研修会
 - ② 軽費・ケアハウスで出来る介護予防から看取りまでの対応に関する研修会
 - ③ 生活相談員の情報・意見交換会
 - ④ 施設見学会
- (5) その他

3. 要望事項のとりまとめ・検討、行政その他関係機関との連携及び連絡・調整

4. 大阪しあわせネットワークの推進

平成 30 年度 在宅分科会 事業計画

昨今の介護保険制度の見直しに関する議論のなかで、地域包括ケアシステムの深化・推進が改めて謳われている。そのなかでは、地域包括支援センター、在宅介護支援センターのみならず、通所介護や訪問介護など、さまざまな在宅サービス事業所の主体的な参画のもと、社会参加や介護予防を促進した支援をおこなうことが期待されている。

また、地域包括ケアシステムにおいては、大都市や周辺都市、山間地域など、地域によって高齢化の状況や介護ニーズが異なることから、各々の実情にあわせた地域づくりが求められている。

在宅分科会では、昨年度に引き続き地域包括ケアシステムを重点テーマに設定し、制度設計の検証や、医療・介護の連携、介護予防などに関する情報発信をおこなうとともに、会員事業所がより質の高いケアを継続して提供できるよう、下記の事業を推進する。

※ _____ は新規事業および重点事業

1. 諸会議の開催

- (1) 総会 年 1 回
- (2) 運営委員会 年 6 回
- (3) 担当者会議 必要に応じて随時開催
- (4) ブロック会議 必要に応じて随時開催 (他分科会との共催)

2. 小委員会活動

(1) 研修小委員会

会員事業所のさらなるケアの質の向上、法制度や関連施策により生じた課題の解決などを目的に、以下のテーマを中心として、各種研修会を開催する。

- ① 地域包括ケアシステム
- ② 相談支援・援助技術・家族支援
- ③ 自立支援に向けたケアマネジメント
- ④ その他

(2) 調査研究小委員会

会員事業所の経営改善や、行政への提言に資することができるよう、以下のテーマを中心として、各種調査・研究事業を実施する。

- ① 経営実態
- ② 地域包括ケアシステム
- ③ その他

3. 大阪しあわせネットワークの推進

4. 情報提供システムの構築

部会ホームページ「さくら草ネット」の活用による在宅サービス事業所ならびに地域包括支援センター、在宅介護支援センターに関する情報提供

5. 行政その他の関係機関との連携および連絡・調整

6. 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会の会員拡大

平成 30 年度 社会貢献事業推進委員会 事業計画

老人施設部会と大阪府社会福祉協議会が協働事業として実践を積み重ねてきた「生活困窮者レスキュー事業」は、15 年目という節目の年を迎える。社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを柔軟に活かし、人との関係作り、居場所の提供、住居の確保、子どもの学習支援、稼働年齢層への就労支援等、制度のはざまの生活困窮に陥った住民に寄り添い、その人のパートナーとして抱えている問題を解決していく総合生活相談事業である（図 I）。超少子高齢化人口減少社会の中で生活保護受給者は増加の一途をたどっており、本事業の重要性は一層高まっている。

本事業は、今般の社会福祉法人改革の柱の一つにもなっている「地域における公益的な取り組み」にも大きく関連し、就労訓練事業（中間的就労）の推進も合わせて、社会福祉法人が本来持っている博愛の精神の下、慈善性、先駆性、創造性、独自性が発揮され、その実績は国民、府民から大いに期待される地域公益事業である。

平成 27 年度からは「大阪しあわせネットワーク」として、府内すべての社会福祉法人（福祉施設）が参加し、本格的に総合生活相談が実施されるようになった。

生活困窮者支援は、行政・市町村社協・関係機関との連携した対応が求められるため、市町村単位での施設連絡会（地域貢献委員会）活動の構築がこれからの大きな課題となる。

民生児童委員をはじめ地域住民皆様との連携が不可欠であり、協働、連携が図られれば、課題を抱えた方のキャッチが早くなり、迅速に対応する事で、課題が複雑化、複合化しないうちに解決を図り、対象者は人の優しさ信頼を感受し、安心を得て頂ける事に繋がります。

福祉施設は地域において、生活困窮者の協同利用施設である事を再認識する必要がある。福祉施設の人的資源、物理的資源は困窮者支援として地域に活用されるべきであり、ニーズに応える事が出来る法人を現社会は求めている。

そこで、本委員会は、生活困窮者支援の自立へのネクストステージを考え、施設連絡会と協働し連絡会活動の活性化とともに本委員会の活動を推進する。

社会福祉法人への公的助成、優遇措置は制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して展開させるところに社会福祉法人の使命があるといわねばならない。

その地域ニーズに応えるよう「あったらいいな」という事業（サービス）を創造し展開する事が肝要である。

今、改めて、上述した制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人として、地域公益事業をより進展させるべく、老人施設部会の中核事業として、下記の事業を推進する。

1. 社会貢献事業推進委員会

(1) 検討事項

- ・社会貢献事業全体像について検討
- ・施設 CSW の自立した活動及び地域単位の組織化（地域貢献委員会）の推進
- ・行政、社協、民生委員、施設部会全体の協働について検討
- ・国制度化を目指した社会貢献事業の推進
- ・社会貢献基金運営委員会との連携
- ・中間的就労修了者の一般就労移行への協力
- ・府民向けシンポジウムの開催について

2. 研修事業

- (1) CSW養成研修（種別間連携）
 - ・新任CSWに対する事業説明と講義、事例検討による理解の浸透
- (2) 相談援助技術研修会
 - ・地域ごとのCSWによる事例検討
 - ・社会貢献事業の特性に関する意見交換
- (3) 社会貢献事業スキルアップ講座
 - ・CSWマイスター認定研修
 - ・社会資源や援助技術、制度等に関する講義
 - ・テーマに関連した相談事例の分析
- (4) 就労訓練事業（中間的就労）就労支援担当者養成及びフォローアップ研修
- (5) 理事長・施設長向け研修会

3. 普及・啓発活動

- (1) シンポジウム
 - ・学識経験者、各界有識者の発言による社会貢献事業の検証
 - ・マスコミ、関係機関に対する事業実績と意義の発信
- (2) 学会での報告
 - ・事業実績並びに社会的効果の積極的な報告
- (3) 全国展開に向けた取組み
 - ・全国社会福祉協議会と連携し全国への普及、展開を図る
 - ・社会貢献活動推進会議への積極的な協力
- (4) 全種別会員に対する本事業理解、啓発のための研修
 - ・全種別との社会貢献事業実施検討委員会の開催
 - ・就労訓練事業（中間的就労）の実施促進
- (5) 効果的な広報方法と媒体の検討
 - ・大阪しあわせネットワーク支援システム等を活用した広報活動の推進

4. 新たなステージを考える事業研究活動

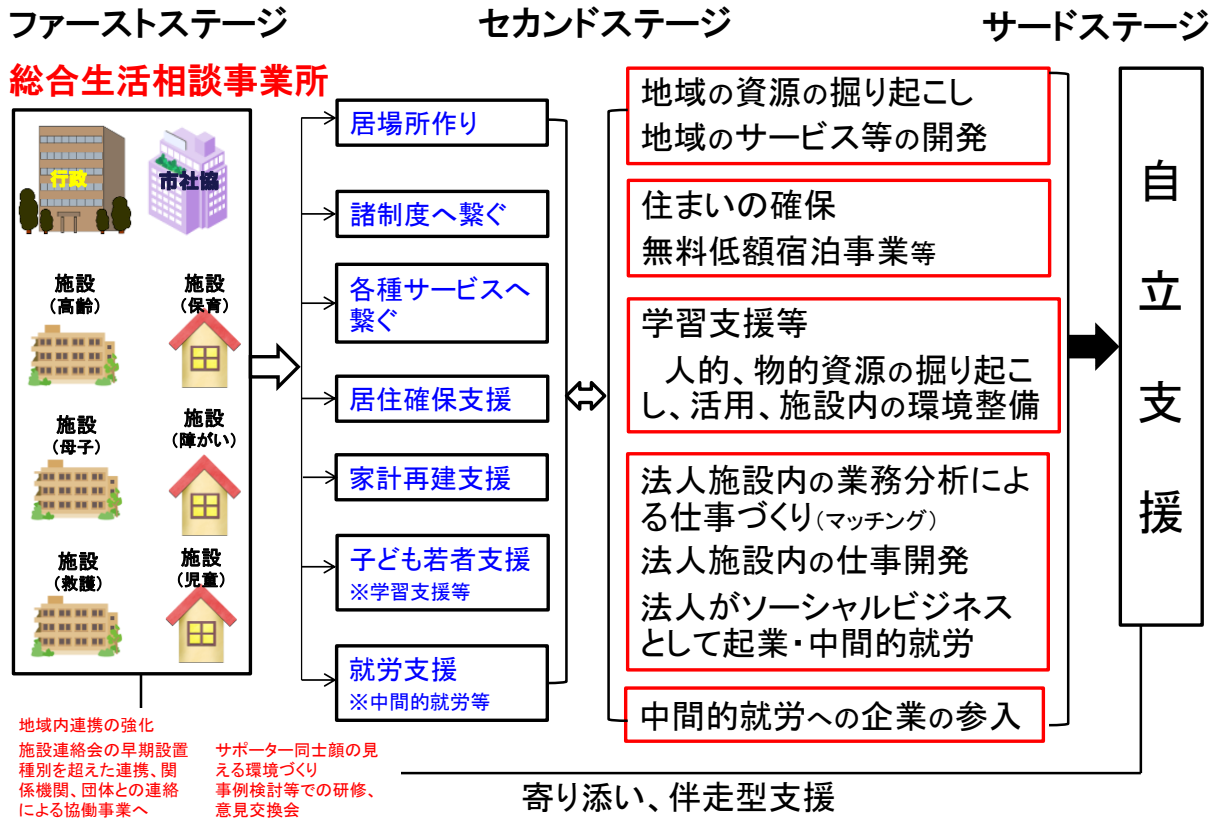
- ・施設連絡会（地域貢献委員会）が全市区町村に整備されるように促進する
- ・生活困窮者レスキュー事業の効果や課題の検証調査の実施
- ・調査を通じて新たな支援の在り方について、行政や関係者等へ発信

5. 大阪府社会福祉協議会施設福祉部社会貢献推進室との連携

- ・事業全般にわたり、老人施設部会、各種別、府社協との協働連携をすすめ、適宜協議する。

社会貢献事業『生活困窮者レスキュー事業』の今後の在り方

図 I



総合生活相談、いわゆるたらい回しをしない相談援助を入口として、セカンドステージの自立へ向けての経過事業（中間的就労等）を積極的に展開し、サードステージの自立援助へと結び付け、自立サポートを実施しましょう。